

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第95号

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

京都市子ども・子育て支援法施行細則の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「特定教育・保育施設」の右に「(就学前の子どもに関する教育, 保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第1項の規定による認定を受けた幼稚園及び同条第3項の規定による認定を受けた同項に規定する連携施設(以下「幼稚園型認定こども園」という。)を除く。)」を加え, 同項第3号及び第4号中「特定教育・保育施設」の右に「(幼稚園型認定こども園を除く。)」を加え, 同項第8号中「別表第8」を「別表第11」に改め, 同号を同項第11号とし, 同項第7号中「別表第7」を「別表第10」に改め, 同号を同項第10号とし, 同項第6号中「別表第6」を「別表第9」に改め, 同号を同項第9号とし, 同項第5号中「別表第5」を「別表第8」に改め, 同号を同項第8号とし, 同項第4号の次に次の3号を加える。

- (5) 幼稚園型認定こども園から支給認定教育・保育を受ける満3歳以上保育認定子ども(支給認定教育・保育を受ける日の属する年度の前年度の3月31日において4歳以上である者に限る。) 別表第5に掲げる額
- (6) 幼稚園型認定こども園から支給認定教育・保育を受ける満3歳以上保育認定子ども(支給認定教育・保育を受ける日の属する年度の前年度の3月31日において3歳であって, 4歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。) 別表第6に掲げる額
- (7) 幼稚園型認定こども園から支給認定教育・保育を受ける特定満3歳以上保育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども 別表第7に掲げる額

第2条第2項第2号イ(7)中「第7号」を「第10号」に改め, 同号イ(1)中「第8号」を「第11号」に改める。

別表第1 その他の世帯の項中

「

10,400	4,600	9,100	4,600
12,300	5,300	10,100	5,100
14,100	6,600	12,300	6,200

を

10,100	4,600	9,100	4,600
10,100	5,000	10,100	5,000
10,100	5,000	10,100	5,000

に,

20,900	10,400
--------	--------

」

21,200	10,600
--------	--------

に改める。

別表第2 その他の世帯の項中

26,600	27,600	28,600	29,500	30,500	31,500	32,400	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
26,600	27,600	28,600	29,500	30,500	31,500	32,400	13,300	13,800	14,300	14,700	15,200	15,700	16,200

を

27,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	32,900	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400
27,000	28,000	29,000	30,000	31,000	32,000	32,900	13,500	14,000	14,500	15,000	15,500	16,000	16,400

に改

める。

別表第3 その他の世帯の項中

37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,600	20,300	20,900	21,100	21,400	21,400
37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,600	20,300	21,000	21,400	21,600	21,600
37,900	39,300	40,700	42,100	43,500	44,900	46,200	18,900	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,100

を

38,500	39,900	41,300	42,700	44,100	45,500	46,900	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400
38,500	39,900	41,300	42,700	44,100	45,500	46,900	19,200	19,900	20,600	20,900	21,100	21,400	21,400
38,500	39,900	41,300	42,700	44,100	45,500	46,900	19,200	19,900	20,600	21,200	21,400	21,600	21,600
38,500	39,900	41,300	42,700	44,100	45,500	46,900	19,200	19,900	20,600	21,300	22,000	22,700	23,400

に改

める。

別表第4 その他の世帯の項中

74,700	77,400	80,100	82,900	85,600	88,300	91,000
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

75,700	78,400	81,200	84,000	86,700	89,500	92,200
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改める。

別表第8 その他の世帯の項中

8,900	3,900	7,800	3,900
10,500	4,500	8,600	4,300
12,100	5,600	10,500	5,300

を

8,600	3,900	7,800	3,900
8,600	4,300	8,600	4,300
8,600	4,300	8,600	4,300

に,

17,900	8,900
--------	-------

を

18,200	9,100
--------	-------

に改め、同表を別表第11とする。

別表第7 その他の世帯の項中

32,500	33,700	35,000	36,200	37,400	38,600	39,700	16,200	16,500	16,900	17,100	17,200	17,500	17,500
32,500	33,700	35,000	36,200	37,400	38,600	39,700	16,200	16,800	17,400	17,900	18,100	18,400	18,400
32,500	33,700	35,000	36,200	37,400	38,600	39,700	16,200	16,800	17,400	18,000	18,400	18,500	18,500
32,500	33,700	35,000	36,200	37,400	38,600	39,700	16,200	16,800	17,400	18,000	18,600	19,200	19,800

を

33,100	34,300	35,500	36,700	37,900	39,100	40,300	16,500	16,500	16,900	17,100	17,200	17,500	17,500
33,100	34,300	35,500	36,700	37,900	39,100	40,300	16,500	17,100	17,700	17,900	18,100	18,400	18,400
33,100	34,300	35,500	36,700	37,900	39,100	40,300	16,500	17,100	17,700	18,200	18,400	18,500	18,500
33,100	34,300	35,500	36,700	37,900	39,100	40,300	16,500	17,100	17,700	18,300	18,900	19,500	20,100

に改

め、同表を別表第10とする。

別表第6 その他の世帯の項中

22,800	23,700	24,500	25,300	26,200	27,000	27,800	11,400	11,400	11,900	12,000	12,200	12,300	12,300
22,800	23,700	24,500	25,300	26,200	27,000	27,800	11,400	11,800	12,200	12,600	13,000	13,500	13,900

を

23,200	24,000	24,900	25,800	26,600	27,500	28,200	11,400	11,400	11,900	12,000	12,200	12,300	12,300
23,200	24,000	24,900	25,800	26,600	27,500	28,200	11,600	12,000	12,400	12,900	13,300	13,700	14,100

に改

め、同表を別表第9とする。

別表第5 その他の世帯の項中

51,700	53,700	55,700	57,600	59,600	61,500	63,500
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

を

52,400	54,400	56,400	58,300	60,300	62,300	64,400
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

に改め、同表を別表第8とする。

別表第4の次に次の3表を加える。

別表第5（第2条関係）

世帯区分	基準年度の所得割課税額（年額）による区分	利用者負担額													
		甲							乙						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
均等割課税世帯		1,800	1,800	1,800	1,900	1,900	1,900	1,900	0	0	0	0	0	0	0
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	3,000	3,000	3,100	3,200	3,300	3,400	3,500	1,500	1,500	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600
	35,000円以上 41,999円以下	4,400	4,600	4,700	4,900	5,100	5,300	5,300	2,200	2,300	2,300	2,400	2,500	2,600	2,600
	42,000円以上 48,599円以下	4,800	5,000	5,100	5,300	5,400	5,600	5,700	2,400	2,500	2,500	2,600	2,700	2,800	2,800
	48,600円以上 58,099円以下	5,200	5,400	5,500	5,700	5,900	6,100	6,200	2,600	2,700	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800
	58,100円以上 67,599円以下	9,400	9,800	10,100	10,400	10,800	11,100	11,400	4,700	4,900	5,000	5,200	5,400	5,500	5,600
	67,600円以上 77,100円以下	10,300	10,700	11,100	11,400	11,800	12,200	12,600	5,100	5,300	5,500	5,700	5,900	6,100	6,300
	77,101円以上 86,999円以下	12,600	13,100	13,700	14,000	14,500	15,000	15,300	6,300	6,500	6,800	7,000	7,200	7,500	7,600
	87,000円以上 96,999円以下	14,300	14,800	15,400	15,900	16,400	16,900	17,400	7,100	7,400	7,700	7,800	8,000	8,200	8,200
	97,000円以上 102,599円以下	15,400	16,000	16,500	17,100	17,600	18,200	18,600	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	102,600円以上 110,899円以下	16,000	16,500	17,200	17,700	18,300	18,900	19,400	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	110,900円以上 124,999円以下	18,600	19,400	20,100	20,800	21,400	22,100	22,700	9,300	9,600	10,000	10,200	10,500	10,700	10,700
	125,000円以上 138,599円以下	20,100	20,900	21,500	22,200	23,000	23,700	24,400	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
	138,600円以上 168,999円以下	21,000	21,800	22,500	23,400	24,100	24,800	25,500	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
	169,000円以上 174,599円以下	23,200	24,000	24,800	25,700	26,500	27,300	28,200	11,500	12,000	12,400	12,800	13,100	13,300	13,300
	174,600円以上	24,900	25,800	26,800	27,700	28,600	29,500	30,400	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
		24,900	25,800	26,800	27,700	28,600	29,500	30,400	12,400	12,900	13,400	13,800	14,300	14,700	15,100

備考1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに

該当する場合について、それぞれ適用する。

(1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合

(2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合

2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について乙の欄を適用し、その他の者については利用者負担額を零とする。

3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。

(1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合

(2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合

(3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合

(4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合

(5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合

(6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合

(7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合

4 1(1)に該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上であるときにおける利用者負担額は、1及び2にかかわらず、ア欄からキ欄までの区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) ア欄 4,600円

(2) イ欄 4,700円

(3) ウ欄 4,900円

(4) エ欄 5,100円

(5) オ欄 5,300円

(6) カ欄 5,400円

(7) キ欄 5,500円

5 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。

6 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に

掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第6（第2条関係）

世帯区分	基準年度の所得割課税額（年額）による区分	利用者負担額													
		甲							乙						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		1,900	2,000	2,000	2,100	2,200	2,200	2,200	0	0	0	0	0	0	0
均等割課税世帯		3,200	3,300	3,400	3,600	3,700	3,800	3,900	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	5,000	5,200	5,400	5,500	5,700	5,900	6,000	2,500	2,600	2,700	2,700	2,800	2,800	2,800
	35,000円以上 41,999円以下	5,400	5,500	5,800	5,900	6,200	6,400	6,500	2,700	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	42,000円以上 48,599円以下	5,500	5,800	6,000	6,200	6,500	6,600	6,700	2,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	48,600円以上 58,099円以下	10,700	11,100	11,400	11,800	12,200	12,600	12,900	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
	58,100円以上 67,599円以下	12,600	13,000	13,500	13,900	14,400	14,900	15,200	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
	67,600円以上 77,100円以下	15,000	15,600	16,100	16,700	17,300	17,700	18,300	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	77,101円以上 86,999円以下	17,100	17,600	18,300	18,900	19,600	20,100	20,700	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	87,000円以上 96,999円以下	17,600	18,300	18,900	19,500	20,200	20,900	21,400	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	97,000円以上 102,599円以下	18,000	18,700	19,400	20,000	20,700	21,300	22,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	102,600円以上 110,899円以下	22,800	23,600	24,500	25,300	26,100	27,000	27,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
	110,900円以上 124,999円以下	24,900	25,800	26,700	27,600	28,500	29,400	30,300	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
	125,000円以上 138,599円以下	25,900	27,000	27,800	28,800	29,700	30,600	31,500	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
	138,600円以上 168,999円以下	28,300	29,400	30,500	31,500	32,500	33,500	34,500	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
	169,000円以上 174,599円以下	34,500	35,800	37,100	38,300	39,600	40,900	42,100	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
	174,600円以上 300,999円以下	35,500	36,800	38,100	39,400	40,700	42,000	43,300	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
	301,000円以上 357,999円以下	35,500	36,800	38,100	39,400	40,700	42,000	43,300	17,700	18,400	19,000	19,300	19,500	19,800	19,800
	358,000円以上 396,999円以下	35,500	36,800	38,100	39,400	40,700	42,000	43,300	17,700	18,400	19,000	19,600	19,800	19,900	19,900
	397,000円以上	35,500	36,800	38,100	39,400	40,700	42,000	43,300	17,700	18,400	19,000	19,700	20,300	21,000	21,600

備考1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに該当する場合について、それぞれ適用する。

- (1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合
 - (2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合
- 2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあっては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について乙の欄を適用し、その他の者については利用者負担額を零とする。
- 3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。
- (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
 - (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
 - (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
 - (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
 - (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
 - (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
 - (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合
- 4 1(1)に該当する場合において、基準年度の所得割課税額が48,600円以上であるときにおける利用者負担額は、1及び2にかかわらず、ア欄からキ欄までの区分に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。
- (1) ア欄 4,600円
 - (2) イ欄 4,700円
 - (3) ウ欄 4,900円
 - (4) エ欄 5,100円
 - (5) オ欄 5,300円
 - (6) カ欄 5,400円
 - (7) キ欄 5,500円
- 5 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。
- 6 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

別表第7 (第2条関係)

世帯区分	基準年度の所得割課税額(年額)による区分	利用者負担額													
		甲							乙						
		ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ
非課税世帯		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
均等割課税世帯		2,200	2,300	2,400	2,500	2,600	2,700	2,700	0	0	0	0	0	0	0
その他の世帯	1円以上 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600	6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	35,000円以上 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200	7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	42,000円以上 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700	7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800
	48,600円以上 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600	14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600
	58,100円以上 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400	18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600
	67,600円以上 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400	22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	77,101円以上 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,200	23,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	87,000円以上 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500	24,200	24,900	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	97,000円以上 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600	25,300	26,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200
	102,600円以上 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800	31,800	32,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
	110,900円以上 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800	32,900	33,800	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
	125,000円以上 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700	33,700	34,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700
	138,600円以上 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700	39,900	41,100	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
	169,000円以上 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600	46,000	47,300	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300
	174,600円以上 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900	52,500	54,100	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
	211,201円以上 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700	54,400	56,000	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800
	301,000円以上 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700	62,600	64,500	18,600	18,600	19,100	19,300	19,500	19,800	19,800
	358,000円以上 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200	68,400	70,400	18,900	18,900	19,500	19,600	19,800	19,900	19,900
	397,000円以上	69,900	72,400	74,900	77,500	80,000	82,600	85,100	23,800	23,800	24,500	24,600	24,700	25,000	25,000

備考1 甲の欄は次のいずれにも該当しない場合について、乙の欄は次のいずれかに

該当する場合について、それぞれ適用する。

- (1) 利用者の保護者等についての基準年度の所得割課税額が77,100円以下である場合において、その世帯に令第4条第4項に規定する要保護者等がある場合
 - (2) 利用者が令第14条第1号又は第14条の2第1項第1号に掲げる支給認定子どもである場合
- 2 1にかかわらず、利用者と同一世帯に第2条第2項第3号に掲げる児童が1人ある場合にあつては、利用者のうち年長の順序に従って1人目の者について乙の欄を適用し、その他の者については利用者負担額を零とする。
- 3 ア欄からキ欄までは、それぞれ次に掲げる場合について適用する。
- (1) ア欄 保育の利用時間が8時間以下である場合
 - (2) イ欄 保育の利用時間が8時間を超えて8時間30分以下である場合
 - (3) ウ欄 保育の利用時間が8時間30分を超えて9時間以下である場合
 - (4) エ欄 保育の利用時間が9時間を超えて9時間30分以下である場合
 - (5) オ欄 保育の利用時間が9時間30分を超えて10時間以下である場合
 - (6) カ欄 保育の利用時間が10時間を超えて10時間30分以下である場合
 - (7) キ欄 保育の利用時間が10時間30分を超えて11時間以下である場合
- 4 「非課税世帯」とは、基準年度分の地方税法の規定による市町村民税を課されている者のない世帯をいう。
- 5 「均等割課税世帯」とは、市町村民税の地方税法第292条第1項第2号に掲げる所得割を課されている者のない世帯（非課税世帯を除く。）をいう。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(子ども若者はぐくみ局幼保総合支援室)